

対象者は接種をご検討ください

新型コロナウイルスワクチン 春開始接種用の接種券を発送

▼令和5年春開始接種の対象 次の①～③のいずれかに該当する人

① 65歳以上の高齢者／② 5～64歳の基礎疾患等を有する人／③ 医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者等

▼6・7月の接種券送付対象

送付月	オミクロン株対応2価ワクチンなど(※1)の接種時期	年齢区分	接種可能時期(令和5年春開始接種)
6月	令和5年4月	5歳以上	7月1日～8月31日
7月	令和5年5月(※2)	5歳以上	8月1日～31日

(※1) …従来型ワクチン(1・2回目接種)や小児用オミクロン株対応2価ワクチン、武田社ワクチン(ノバボックス)を含む。

(※2) …令和5年春開始接種を済ませた人を除く。

▼接種場所 原則として、前回接種した医療機関等

▼注意事項 令和5年春開始接種の対象ではない人であっても、令和5年秋開始接種(9月～12月予定)の際、今回送付する接種券を使用する可能性がありますので廃棄せずに保管してください。接種可能月が到来しているにもかかわらず接種券が届かない人や、接種券を紛失した人などはコールセンターへお問い合わせください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み)



みんなで支え合い
明るい社会へ

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次の行動目標・重点事項に基づいた運動を展開します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動への皆さんのご支援とご協力をお願いします。

【行動目標】

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【重点事項】

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組みます。



① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し理解を深めてもらうための取り組み

② 犯罪・非行の防止や、犯罪・非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み

③ 保護司、更生保護女性会会員、BBS会(◆)会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取り組み

◆ BBS会…非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し、必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取り組み

⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健全な成長を期する取り組み

■問い合わせ先 福祉総務課(☎40-7037)

町会などの地域内
運行団体へ交付

弘前ねぶた伝統継承奨励金

弘前ねぶたの制作技術の向上や継承、弘前ねぶたまつりの振興を図るために、地域内運行を実施した団体に対し、奨励金を交付します。

▼交付対象 7月28日(金)～8月13日(日)に町会などの地域内のみでねぶた運行を実施する団体(合同運行参加団体は除く)

▼対象となるねぶた 弘前ねぶた保存基準に定めるねぶた

◎扇ねぶた＝大型は高さ4.55メートル(15尺)以上、小型は高さ3.03メートル(10尺)以上4.55メートル(15尺)未満のもの

※その他の基準は、弘前観光コンベンション協会

ホームページに掲載している弘前ねぶた保存基準で確認するか問い合わせを。

▼交付金額 制作…1万円/運行…1日あたり1万円(上限は2日)

▼申請方法 交付申請書に弘前ねぶたの寸法図面、運行安全マニュアル、道路使用許可書の写しなどの必要書類を添付して提出を。

※交付申請書など必要な書類は、観光課で配布しているほか、市ホームページ(QRコード)でダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先 観光課誘客推進係(市役所5階、☎40-0236)



昨年度の状況を
報告します

市の情報公開・個人情報保護制度

情報公開

市民の皆さんの市政についての知る権利を尊重し、的確な理解を深めるため、「情報公開条例」で市が保有する公文書の開示を請求する権利を定めています。令和4年度の公文書開示請求などの状況は右表のとおりでした。

○公文書開示請求の件数および決定の状況

区分	件数	決定の状況(件)			
		開示	部分開示	不開示(うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	302	226	56	14(11)	6
開示申出	0	0	0	0(0)	0
計	302	226	56	14(11)	6

個人情報保護制度

個人の権利・利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱い方と、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を定めている「個人情報保護条例」の令和4年度の運用状況は右表のとおりでした。

なお、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、令和5年度からは同法および「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき制度を運用しており、これまでの「個人情報保護条例」は令和5年3月31日で廃止しています。

○保有個人情報開示請求の件数および決定などの状況

区分	件数	決定などの状況(件)			
		開示	部分開示	不開示(うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	50	30	9	9(6)	2

●このほか、職員採用試験に関する口頭による開示請求が56件ありました。

●訂正および利用停止請求はありませんでした。

●事業者に対する勧告、説明または資料の提出要求ならびに事業者が勧告に従わなかった旨の公表はありませんでした。

不服申し立て

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して請求した公文書の開示や、個人情報の開示・訂正・

利用停止が認められず、その決定に不服のあるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。

令和4年度の審査請求は3件ありました。

■問い合わせ先 法務文書課(☎40-0205)